

後期高齢者医療保険加入者の健康診査

後期高齢者医療保険加入者の健康診査は、生活習慣病の早期発見や早期治療につなげることで重症化の予防を目的とした健診です。特定健診に引き続き、体を守りましょう。

健 診 項 目	身体測定・血圧・血中脂質・血糖・尿・貧血・心電図検査・眼底検査（特定健康診査と同様）
対 象 者	<p>健診受診日において後期高齢者医療保険加入者で、藤崎町に住所を有する方 ただし、次の方はこの健診を受診することはできませんのでご注意ください</p> <p>(1) 病院または診療所に6ヵ月以上継続入院している方 (2) 障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設、有料老人ホームなどの施設に入所または入居している方 (3) 令和2年度に後期高齢者医療保険に加入する方で、同年度内に特定健診を受診済の方</p> <p>【令和2年度に後期高齢者医療保険に加入する方について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度75歳になる方及び65歳以上75歳未満の障がい認定者 ・後期高齢者医療保険に加入する前日までに受診する場合……町の国保加入者は町の国保特定健診を受診できます ……町の国保加入者以外の方は、各保険者にお問い合わせください ・後期高齢者医療保険に加入日以降に受診する場合……この健診を受診できます
実 施 期 間	令和2年4月27日から令和3年3月13日まで（この期間中1回に限り受診できます）
自 己 負 担 額	無料（健診には約1万円の経費がかかりますが、受診券を使用することにより無料で受診することができます）
申 込 に つ い て	<p>集団：「集団健(検)診申込書」を役場に提出してください。</p> <p>個別：⑨～⑩ページをご覧ください、希望される医療機関へ直接予約してください。※役場への申込みは不要です。</p>
持 参 す る も の	<p>集団：①国民健康保険被保険者証 ②健康診査受診券 ③役場から郵送されたもの ※必ず持参してください。</p> <p>個別：①国民健康保険被保険者証 ②健康診査受診券 ③医療機関から郵送されたもの ※必ず持参してください。</p>
健 康 診 査 受 診 券	<p>健康診査受診券は オレンジ色 で、4月下旬に郵送します。紛失しないようにお願いします。</p> <p>なお、紛失した場合は再交付しますので福祉課健康係へおいでください。 ※対象者の方皆さんに送付します。</p>
健 診 後 の 保 健 指 導	特定健診の結果について、保健師や管理栄養士による保健指導を受けることができます。
問 い 合 わ せ 先	福祉課 健康係 88-8197（直通）